

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2019年6月20日	
【会社名】	エン・ジャパン株式会社	
【英訳名】	en-japan inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 孝二	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	
【電話番号】	03(3342)4506	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 玉井 伯樹	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	
【電話番号】	03(3342)4506	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 玉井 伯樹	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	140,940,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	34,800株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 2019年6月20日付の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	34,800株	140,940,000	
一般募集			
計(総発行株式)	34,800株	140,940,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割り当てます。出資の目的とする財産の内容は、割当予定先が当社と2019年6月20日付で締結した株式会社JapanWork(以下「JW社」といいます。)の株式(合計1,588株)の売買に係る株式譲渡等に関する契約(以下「本件株式譲渡契約」といいます。)に基づく、割当予定先の当社に対する株式譲渡代金請求権です。割当予定先が当社に対して有する株式譲渡代金請求権の総額は金229,626,388円であるところ、本自己株式処分においては、そのうち金140,940,000円に相当する株式譲渡代金請求権が出資の目的となり、残額金88,686,388円については、当社は現金で割当予定先に支払う予定です。
- 当該譲渡代金債権請求権の価額の基礎となったJW社の株式の1株あたりの取得価格である144,601円は、JW社の直前事業年度(2018年12月期)の経営成績及び財政状態の実績、今後4期間(2019年12月期～2022年12月期)の見込み、並びに実施したデューデリジェンスの結果を踏まえ、当社及びJW社の双方から独立した第三者評価機関である小倉公認会計士事務所による株式価値算定を参考に、割当予定先と個別に協議の上決定しており、妥当な金額と判断しております。
- なお、現物出資の対象となる財産(以下「現物出資財産」といいます。)の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項)、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産が株式会社に対する金銭債権(弁済期が到来しているものに限る。)であって、当該金銭債権について定められた価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価格を超えない場合には、検査役による調査は不要とされております(同条9項5号)。本件は当該要件を満たすため、検査役による調査は不要となります。
- 4 当社は、2019年6月20日に、割当予定先と当社を株式交換完全親会社、JW社を株式交換完全子会社とする株式交換に関する覚書を締結しました。詳細は、第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] (3) 割当予定先の選定理由をご参照ください。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
4,050		100株	2019年7月12日		2019年7月12日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 当社は、本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先との間で募集株式総数引受契約を締結し、払込期日に、現物出資の目的となる当社に対する譲渡代金請求権を割当予定先から譲り受ける予定です。
- 4 本件株式譲渡契約においては、JW社の株式の買主である当社の、売主である割当予定先に対する義務の履行には、一定の前提条件が付されており、これら前提条件が全て充足されない限り、当社は、割当予定先からJW社の株式を買取りその対価を支払う義務を負いません。よって、全ての前提条件が充足されず、当社が任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄しなかった場合には、割当予定先の当社に対する株式譲渡代金請求権が発生しません。その場合には、払込期日が延期される可能性があります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
エン・ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	5,000,000円	

- (注) 1 金銭以外の財産による現物出資の方法によるものであり、現金による払込みはありません。
- 2 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書等の書類作成費用等であり、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

金銭以外の財産による現物出資の方法によるものであり、現金による払込みはなく手取金はないため、該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

氏名	鈴木 悠人
住所	東京都文京区
職業	株式会社JapanWork 代表取締役 (所在地：東京都渋谷区桜丘町29 - 36 徳力ビル402)

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

- (注) 1 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2019年6月20日現在におけるものです。
 2 当社と割当予定先は、2019年6月20日付で、割当予定先が保有するJW社株式の当社への譲渡について、本件株式譲渡契約を締結しています。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、転職者向けの求人情報サイトの運営・人材紹介を中心に、「人材採用・入社後活躍」の支援事業を展開しております。2022年3月期を最終年度とする新たな中期経営計画では、新たな成長戦略としてテクノロジー分野におけるM&A強化を掲げております。

2019年4月1日より改正出入国管理法が施行され、外国人の受け入れ拡大を目的とした単純労働者に対する就労ビザの取得が認められました。今後は外国人労働者市場の大きな成長が見込まれ、他方ではホテルや飲食業界などの現場での慢性的な人手不足が問題となっており、当社クライアントにおいても人材の獲得は喫緊の課題となっています。

今回会社化するJW社は、代表取締役の鈴木 悠人氏が中心となり2016年2月に設立されました。外国人向け求人一括検索サイト"JapanWork"を運営している同社は、企業と外国人のやりとりを代行するチャットコンシェルジュサービスを2018年12月より開始しました。このサービスは、テクノロジーを活用することで、採用担当者の負担を減らす効果だけではなく、言葉の壁がある外国人労働者の採用成功率向上にも寄与しております。その結果、サービス開始直後より清掃や工場系派遣企業を中心に顧客を拡大させております。

当社は、JW社より出資の打診があったことを契機に、2019年2月より、JW社との間で同社の完全子会社化に関する協議を行ってまいりました。協議の中で、当社は、2022年4月期(JW社は2019年5月1日より、事業年度を毎年5月1日から翌年4月30日までに変更しております)の業績の達成度合いに応じたインセンティブを株式譲渡価額に連動させるスキームを提案し、JW社の株主との間で合意に至りました。具体的には、当社によるJW社の完全子会社化を2段階で行うこと、1回目の株式譲渡以降2回目の株式譲渡までに事業基盤確立に必要な期間を設けること、及び2回目の株式譲渡は2022年4月期のJW社の業績に応じて株式譲渡価額を変化させるスキームになります。

なお、当社は、2019年3月にインドのIT人材派遣企業及び企業ウェブサイトの設計・制作業を営むアウルス株式会社を子会社化するなど、積極的にM&Aを行っており、本件取引は、アウルス株式会社に対して実施したものと同様のスキームとなります。

また、当社は、資本効率の向上を目的として保有しております自己株式を今後の成長が見込める事業分野への事業拡大のために活用することをかねてより希望していたことから、割当予定先と交渉し、その結果、割当予定先から同意が得られたため、割当予定先が取得する当社に対する株式譲渡代金請求権を出資の目的とする現物出資による自己株式の処分を行うことといたしました。

以上の理由から、当社は、割当予定先に、当社自己株式を交付することとしました。

加えて、当社は、2019年6月20日に、割当予定先と株式交換に関する覚書を締結しました。同覚書に基づき、当社は、遅くとも2022年9月末日(但し、JW社の決算書類の作成に遅延が生じた場合、又は株式交換に係る交換比率の決定のための協議が難航した場合には、2022年12月末日)までの日を効力発生日とする、当社を株式交換完全親会社、JW社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施すること(以下「本件株式交換」といいます。)を予定しております。また、本件株式交換の実施の際の株式交換比率の算定におけるJW社の株式の交換価値については、JW社との間で、JW社の株式の1株あたりの取得価格である144,601円を基準に、2022年4月期におけるJW社の営業利益の実績を、JW社が計画する2022年4月期における営業利益で除した数値を調整係数として、上記1株あたりの取得価格に乗じて算出することについても合意しております(但し、当社株式価値170,373,612円相当を下限としております)。

(4) 割り当てようとする株式の数

普通株式

鈴木 悠人 34,800株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先との間において、保有方針に関して特段の取り決めはありません。

なお、当社は、割当予定先より払込期日(2019年7月12日)から2年間において、割当予定先が本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

本自己株式処分は、金銭以外の財産による現物出資の方法によるものであり、現金による払込みはないため、該当事項はありません。

現物出資の目的となる財産の価額につきましては、「第1 募集要項」「2 株式募集の方法及び条件」「(1) 募集の方法(注)3」に記載のとおり、妥当な金額と判断しております。

また、当社は、JW社に対するデューデリジェンスにおける2019年5月31日時点の同社株主名簿の確認を通じて、割当予定先が、JW社株式を保有していることを確認しています。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先より反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けており、また当社においてもリスクモニター株式会社が提供するデータベースでの記事検索等を活用した信用調査の結果、当社は、割当予定先が反社会的勢力等と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先について、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその具体的内容

処分価格につきましては、第三者割当による自己株式の処分に係る取締役会決議の前営業日である2019年6月19日の東京証券取引所における当社株式の終値4,050円といたしました。

当該価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な処分価格には該当しないものと判断しております。

上記処分価格は、直近1か月(2019年5月20日～2019年6月19日)における終値の平均値3,886円(1円未満は切捨て)から乖離率4.2%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアム、直近3か月(2019年3月20日～2019年6月19日)における終値の平均値3,555円(1円未満は切捨て)から乖離率13.9%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアム、直近6か月(2018年12月20日～2019年6月19日)における終値の平均値3,625円(1円未満は切捨て)から乖離率11.7%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムとなっております。

なお、JW社の株式の価値については、「第1 募集要項」「2 株式募集の方法及び条件」「(1) 募集の方法(注)3」に記載の1株当たりの取得価格を用いております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る処分株数34,800株(議決権数348個)の発行済株式総数(2019年3月31日現在、49,716,000株)に占める割合は0.07%(小数点第三位を四捨五入)(2019年3月31日現在の総議決権数479,960個に対する割合は0.07%)であるため、株式の希薄化の程度および流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、本自己株式処分は、JW社を子会社とするための株式取得において、割当予定先が取得する当社に対する株式譲渡代金請求権を出資の目的とする現物出資によるものであり、当社の企業価値向上に資するものであることから、本件自己株式処分に係る処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権の 割合 (%)	割当後の 所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
越智通勝	東京都港区	4,383	9.13	4,383	9.13
有限会社エムオー総研	東京都港区白金台五丁目12番3号	3,160	6.58	3,160	6.58
一般財団法人エン人材教育財団	東京都新宿区舟町4番4号	3,060	6.38	3,060	6.37
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,444	5.09	2,444	5.09
有限会社えん企画	東京都新宿区舟町4番4号	2,184	4.55	2,184	4.55
越智明之	大阪府大阪市北区	1,475	3.07	1,475	3.07
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,422	2.96	1,422	2.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSA CHUSETTS 02101 U.S.A (東京都港区港南二丁目15番 1号)	1,369	2.85	1,369	2.85
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREE T, CANARY WHAR F, LONDON, E14 5 J P, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番 1号)	1,241	2.59	1,241	2.58
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND, L. P. (常任代理人香港上海銀行東京 支店カストディ業務部)	50 BANK STREE T CANARY WHAR F LONDON E14 5 NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目 11番1号)	1,074	2.24	1,074	2.24
計		21,817	45.46	21,817	45.42

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を、2019年3月31日現在の総議決権479,960個に本自己株式処分により増加する議決権数348個を加えた480,308個で除して算出しております。

3 上記表には、当社保有の自己株式を含めておりません。また、当社保有の自己株式4,110,384株(2019年3月31日現在)は、本自己株式処分後は4,075,584株となります。
(なお、自己株式数には、2019年3月31日現在において当社が導入している「株式給付信託(J-ESOP)」制度に伴う、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する2,397,200株を含めており、2019年4月1日以降の単元未満の買取り分、自己株式の買増し分は含まれておりません。)

4 上記の割合は、少数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)2018年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)2018年8月9日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月14日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)2019年2月13日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日(2019年6月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年6月20日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

エン・ジャパン株式会社 本店
(東京都新宿区西新宿六丁目5番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。